

## 昭和二十五年大蔵省・運輸省令第二号

船主相互保険組合法施行規則

船主相互保険組合法第十六条第三項、第四十一  
条第二項及び第四十九条の規定に基き並びに同法  
の規定を実施するため、船主相互保険組合法施行  
規則を次のように定める。

規則

第一次

第一章 総則（第一条—第七条）

第二章 設立（第八条—第十七条）

第三章 機関（第十八条—第二十六条）

第四章 計算等（第二十七条—第五十四条）

第五章 解散及び清算（第五十五条—第七十七  
条）

## 附則 第一章 総則

(申請書の添付書類)

**第一条** 船主相互保険組合法（昭和二十五年法律  
第一百七十七号。以下「法」という。）又はこの  
規則により内閣総理大臣又は金融庁長官に提出  
する申請書には、理由書を添付しなければなら  
ない。

**第二条** 内閣総理大臣又は金融庁長官の認可を受けな  
ければならない事項で、総会の決議を経なければ  
ならないものは、申請書にその議事録を添付  
(船主相互保険組合が行う業務の代理又は事務  
の代行)

**第三条** 法第四条第一項第一号に規定する内  
閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。  
一 損害保険会社（保険業法（平成七年法律第  
五百号）第二条第四項（定義）に規定する損  
害保険会社をいう。次項において同じ。）  
二 他の船主相互保険組合（法第二条第一項  
(定義)に規定する船主相互保険組合をいい、  
第二十二条及び第七十二条を除き、以下「組  
合」という。）  
三 外国保険業者（保険業法第二条第六項（定  
義）に規定する外国保険業者をいう。次項に  
おいて同じ。）

**第四条** 法第四条第一項第一号に規定する内閣府令  
で定める業務の代理又は事務の代行は、次に掲げ  
るものとする。  
一 他の組合、損害保険会社又は外国保険業者  
の次に掲げる事務の代行その他の保険業に係  
る事務の代行  
イ 保険の引受けその他の業務に係る書類等  
の作成及び授受等

## 口 保険料の収納事務及び保険金等の支払

事務

ハ 保険事故その他の保険契約に係る事項の  
調査

二 保険募集を行う者の教育及び管理

の保険契約の締結の代理（媒介を含む）、損  
害査定の代理その他の保険業に係る業務の代  
理であつて、組合が行うことが組合員の利便  
の増進等の観点から合理的であるものの代理であり、組合が行うことが組合員の利便  
の増進等の観点から合理的であるものの代理であつて、組合が行うことが組合員の利便  
の増進等の観点から合理的であるもの

## (電磁的記録)

二 理由書

二 法第四条第一項第一号又は同条第二項第一  
号に規定する業務の代理又は事務の代行(次  
項において「業務代理等」という。)に係る

業務又は事務の内容を記載した書面

があつたときは、業務代理等に関する十分な知  
識及び経験を有する役員(法第三十五条第一項  
の役員をいう。以下同じ。)又は使用人の確保
の状況、当該業務代理等の運営に係る体制等に  
照らし、当該承認の申請をした組合が当該業務  
代理等的確、公正かつ効率的に遂行すること  
ができると認められるかどうかを審査するもの  
とする。

二 融資

三 担保の設定

四 当該船舶に所有、賃借又は第一号若しくは  
第一号に掲げる行為をしている法人の債務に  
つき無限の責任を負つてること法第四条第一項第二号に規定する内閣府令で  
定める行為は、次に掲げるものとする。

一 出資

二 融資

三 担保の設定

四 当該船舶に所有、賃借又は第一号若しくは  
第一号に掲げる行為をしている法人の債務に  
つき無限の責任を負つてること法第四条第一項第二号に規定する内閣府令で  
定める費用及び責任は、次に掲げるものとす  
る。

一 出資

二 融資

三 担保の設定

四 当該船舶に所有、賃借又は第一号若しくは  
第一号に掲げる行為をしている法人の債務に  
つき無限の責任を負つてること法第四条第一項第二号に規定する内閣府令で  
定める費用及び責任は、次に掲げるものとす  
る。

一 出資

二 融資

三 担保の設定

四 当該船舶に所有、賃借又は第一号若しくは  
第一号に掲げる行為をしている法人の債務に  
つき無限の責任を負つてること法第四条第一項第二号に規定する内閣府令で  
定める費用及び責任は、次に掲げるものとす  
る。

一 出資

二 融資

三 担保の設定

四 当該船舶に所有、賃借又は第一号若しくは  
第一号に掲げる行為をしている法人の債務に  
つき無限の責任を負つてること法第四条第一項第二号に規定する内閣府令で  
定める費用及び責任は、次に掲げるものとす  
る。

一 出資

二 融資

三 担保の設定

四 当該船舶に所有、賃借又は第一号若しくは  
第一号に掲げる行為をしている法人の債務に  
つき無限の責任を負つてること法第四条第一項第二号に規定する内閣府令で  
定める費用及び責任は、次に掲げるものとす  
る。

一 出資

二 融資

三 担保の設定

四 当該船舶に所有、賃借又は第一号若しくは  
第一号に掲げる行為をしている法人の債務に  
つき無限の責任を負つてること法第四条第一項第二号に規定する内閣府令で  
定める費用及び責任は、次に掲げるものとす  
る。

一 出資

二 融資

三 担保の設定

四 当該船舶に所有、賃借又は第一号若しくは  
第一号に掲げる行為をしている法人の債務に  
つき無限の責任を負つてること法第四条第一項第二号に規定する内閣府令で  
定める費用及び責任は、次に掲げるものとす  
る。

一 出資

二 融資

三 担保の設定

四 当該船舶に所有、賃借又は第一号若しくは  
第一号に掲げる行為をしている法人の債務に  
つき無限の責任を負つてること法第四条第一項第二号に規定する内閣府令で  
定める費用及び責任は、次に掲げるものとす  
る。

一 出資

二 融資

三 担保の設定

四 当該船舶に所有、賃借又は第一号若しくは  
第一号に掲げる行為をしている法人の債務に  
つき無限の責任を負つてること法第四条第一項第二号に規定する内閣府令で  
定める費用及び責任は、次に掲げるものとす  
る。

一 出資

二 融資

三 担保の設定

二 電子署名

二 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ  
イ 送信者の使用に係る電子計算機と受信者  
の使用に係る電子計算機とを接続する電気  
通信回線を通じて送信し、受信者の使用に  
係る電子計算機に備えられたファイルに記  
録する方法

ロ 送信者の使用に係る電子計算機に備えら  
れたファイルに記録された情報を用いて、  
受信者の使用に係る電子計算機に備えられた  
ファイルに記録した情報を用いて、当該情報  
の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者  
の使用に係る電子計算機に備えられたファ  
イルに当該情報を記録する方法

二 電磁的記録媒体をもつて調製するファイ  
ルに情報の記録したものを交付する方法

二 前項各号に掲げる方法は、受信者がファイ  
ルの記録を出力することにより書面を作成する  
ことができるものでなければならない。

(電磁的記録に記録された事項を表示する方法)

**第五条** 次に掲げる規定に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げる規定の電磁的記録に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。

一 法第三十三条第六項（法第十五条第七項において準用する場合を含む。）において準用する会社法（平成十七年法律第八十六号）第

三百十条第七項第二号（議決権の代理行使）

二 法第三十三条の二第四項第二号（法第十五条第七項及び第三十八条第三項において準用する場合を含む。）

三 法第四十条及び第四十八条第二項において準用する会社法第三百八十九条第四項第二号（定款の定めによる監査範囲の限定）

四 法第四十四条の二第一項第二号

五 法第四十四条の六第三項第三号

六 法第四十八条第一項において準用する会社法第四百九十六条第二項第三号（貸借対照表等の備置き及び閲覧等）

七 法第六十条第十号（電磁的記録の備置きに関する特則）

八 法第三十三条の二第三項（法第十五条第七項において準用する場合を含む。）及び第四

十四条の六第二項に規定する内閣府令で定める

七項において準用する場合を含む。）及び第四

十四条の六第二項に規定する内閣府令で定める

八項において準用する場合を含む。）及び第四

十五条において準用する場合を含む。）及び第四

十六条の規定による電子計算機を電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する

方法であつて、当該電子計算機に備えられたフ

ァイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて組合の從たる事務所において使用され

る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法とする。

(船主相互保険組合法施行令に係る電磁的方法)

**第七条**

船主相互保険組合法施行令（昭和二十五年政令第二百七十七号）第一条第一項又は第三

条第一項の規定により示すべき電磁的方法（法

第十四条第四項に規定する電磁的方法をい

う。以下同じ。）の種類及び内容は、次に掲げるものとする。

一 次に掲げる方法のうち、送信者が使用するもの

イ 電子情報処理組織を使用する方法のうち

次に掲げるもの

(1) 送信者の使用に係る電子計算機と受信

者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の

使用に係る電子計算機に備えられたファ

イルに記録する方法

(2) 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容

を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する

方法

二 法第三十三条の二第四項第二号（法第十五

条第七項及び第三十八条第三項において準用する場合を含む。）

三 法第四十条及び第四十八条第二項において

準用する会社法第三百八十九条第四項第二号（定款の定めによる監査範囲の限定）

四 法第四十四条の二第一項第二号

五 法第四十四条の六第三項第三号

六 法第四十八条第一項において準用する会社

法第四百九十六条第二項第三号（貸借対照表等の備置き及び閲覧等）

七 法第六十条第十号（電磁的記録の備置きに関する特則）

八 法第三十三条の二第三項（法第十五条第七項において準用する場合を含む。）及び第四

十四条の六第二項に規定する内閣府令で定める

七項において準用する場合を含む。）及び第四

十五条において準用する場合を含む。）及び第四

十六条の規定による電子計算機を電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する

方法であつて、当該電子計算機に備えられたフ

ァイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて組合の從たる事務所において使用され

る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法とする。

(船主相互保険組合法施行令に係る電磁的方法)

**第七条**

船主相互保険組合法施行令（昭和二十五

年政令第二百七十七号）第一条第一項又は第三

条第一項の規定により示すべき電磁的方法（法

第十四条第四項に規定する電磁的方法をい

う。以下同じ。）の種類及び内容は、次に掲げるものとする。

一 次に掲げる方法のうち、送信者が使用する

イ 電子情報処理組織を使用する方法のうち

次に掲げるもの

(1) 送信者の使用に係る電子計算機と受信

者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の

申請書に添付された定款に記載された事項が、次に掲げる基準に適合するものであるこ

と。

イ 公の秩序又は善良な風俗を害する行為を助長し、又は誘発するおそれのないもので

あること。

ロ 組合員の保護に欠けるものでなく、か

つ、組合員の需要及び利便に適合した妥当なものであること。

ハ 組合員に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

イ 組合員の保護に欠けるものでないこと。

ロ 組合員の業務の健全かつ適正な運営を確保するものであること。

ハ 保険契約の内容が組合員にとって明確か

つ、組合員に対する事項を定められていないこと。

二 ファイルへの記録の方法

口 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに情報を記録したものを受け付ける方法

二 ファイルへの記録の方法

五 申請書に添付された定款に記載された事項が、次に掲げる基準に適合するものであること。

一 事業経営の地域、保険の目的又は保険契約の目的の範囲

二 従たる事務所の権限に定めなければならない。

三 保険金額（再保険に付した金額を除く。）及び保険期間の制限

四 保険契約締結に関する事項

五 保険料の收受、保険金の支払及び保険料の払戻しその他返戻金に関する事項

六 保険証券（保険法（平成二十年法律第五十六号）第六条第一項の書面をいう。）及びこれに添付すべき書類の様式

三 保険に関する事項

四 保険契約の特約に関する事項

五 保険料及び責任準備金の算出方法書

六 保険料及び責任準備金の算出方法書

七 保険料の利用に関する事項

八 保険契約の特約に関する事項

九 剰余金の分配に関する事項

十 財産の利用に関する事項

十一 保険料及び責任準備金の算出方法書

十二 保険契約の特約に関する事項

十三 保険契約の特約に関する事項

十四 保険契約の特約に関する事項

十五 保険契約の特約に関する事項

十六 保険契約の特約に関する事項

十七 保険契約の特約に関する事項

十八 保険契約の特約に関する事項

十九 保険契約の特約に関する事項

二十 保険契約の特約に関する事項

二十一 保険契約の特約に関する事項

二十二 保険契約の特約に関する事項

二十三 保険契約の特約に関する事項

二十四 保険契約の特約に関する事項

二十五 保険契約の特約に関する事項

二十六 保険契約の特約に関する事項

二十七 保険契約の特約に関する事項

二十八 保険契約の特約に関する事項

二十九 保険契約の特約に関する事項

三十 保険契約の特約に関する事項

三十一 保険契約の特約に関する事項

三十二 保険契約の特約に関する事項

三十三 保険契約の特約に関する事項

三十四 保険契約の特約に関する事項

三十五 保険契約の特約に関する事項

三十六 保険契約の特約に関する事項

三十七 保険契約の特約に関する事項

三十八 保険契約の特約に関する事項

三十九 保険契約の特約に関する事項

四十 保険契約の特約に関する事項

四十一 保険契約の特約に関する事項

四十二 保険契約の特約に関する事項

四十三 保険契約の特約に関する事項

四十四 保険契約の特約に関する事項

四十五 保険契約の特約に関する事項

四十六 保険契約の特約に関する事項

四十七 保険契約の特約に関する事項

四十八 保険契約の特約に関する事項

四十九 保険契約の特約に関する事項

五十 保険契約の特約に関する事項

五十一 保険契約の特約に関する事項

五十二 保険契約の特約に関する事項

五十三 保険契約の特約に関する事項

五十四 保険契約の特約に関する事項

五十五 保険契約の特約に関する事項

五十六 保険契約の特約に関する事項

五十七 保険契約の特約に関する事項

五十八 保険契約の特約に関する事項

五十九 保険契約の特約に関する事項

六十 保険契約の特約に関する事項

六十一 保険契約の特約に関する事項

六十二 保険契約の特約に関する事項

六十三 保険契約の特約に関する事項

六十四 保険契約の特約に関する事項

六十五 保険契約の特約に関する事項

六十六 保険契約の特約に関する事項

六十七 保険契約の特約に関する事項

六十八 保険契約の特約に関する事項

六十九 保険契約の特約に関する事項

七十 保険契約の特約に関する事項

七十一 保険契約の特約に関する事項

七十二 保険契約の特約に関する事項

七十三 保険契約の特約に関する事項

七十四 保険契約の特約に関する事項

七十五 保険契約の特約に関する事項

七十六 保険契約の特約に関する事項

七十七 保険契約の特約に関する事項

七十八 保険契約の特約に関する事項

七十九 保険契約の特約に関する事項

八十 保険契約の特約に関する事項

八十一 保険契約の特約に関する事項

八十二 保険契約の特約に関する事項

八十三 保険契約の特約に関する事項

八十四 保険契約の特約に関する事項

八十五 保険契約の特約に関する事項

八十六 保険契約の特約に関する事項

八十七 保険契約の特約に関する事項

八十八 保険契約の特約に関する事項

八十九 保険契約の特約に関する事項

九十 保険契約の特約に関する事項

九十一 保険契約の特約に関する事項

九十二 保険契約の特約に関する事項

九十三 保険契約の特約に関する事項

九十四 保険契約の特約に関する事項

九十五 保険契約の特約に関する事項

九十六 保険契約の特約に関する事項

九十七 保険契約の特約に関する事項

九十八 保険契約の特約に関する事項

九十九 保険契約の特約に関する事項

一百 保険契約の特約に関する事項

一百一 保険契約の特約に関する事項

一百二 保険契約の特約に関する事項

一百三 保険契約の特約に関する事項

一百四 保険契約の特約に関する事項

一百五 保険契約の特約に関する事項

一百六 保険契約の特約に関する事項

一百七 保険契約の特約に関する事項

一百八 保険契約の特約に関する事項

一百九 保険契約の特約に関する事項

一百十 保険契約の特約に関する事項

一百一十一 保険契約の特約に関する事項

一百一十二 保険契約の特約に関する事

六 当該変更が事業方法書に記載した事項に係るものである場合には、第九条第六号に掲げる基準に適合するものであること。
七 当該変更が保険料及び責任準備金の算出方法書に記載した事項に係るものである場合には、第九条第七号に掲げる基準に適合するものであること。
（供託）
<b>第十三条</b> 法第十七条第二項及び第五十一条の規定により供託した者は、供託を受理したことと記載した供託書を内閣総理大臣又は金融庁長官に提出しなければならない。
2 内閣総理大臣又は金融庁長官は、前項の供託書を受理したときは、保管証書を同項の供託者に交付しなければならない。
3 第一項に規定する供託者は、供託物の全部の払戻しを受けようとするときは、供託書返還申請書に保管証書を添付して提出しなければならない。一部の払戻しを受けようとするときは、保管証書の外、その金額、物件の品名及び数量又は有価証券の種類、額面、数量及び番記号（記名式の証券の場合はその氏名若しくは名称）を記載した書面を添付しなければならない。
（供託金に代わる有価証券の種類）

4 前条各号に掲げる有価証券の額面金額が外国通貨で表示されている場合の本邦通貨への換算率は、外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十九号）第七条第一項（外国為替相場）に規定する基準外汇為替相場又は裁定外汇為替相場によるものとする。
（組合員による責任追及の訴えの提起の請求方法）

5 第十六条 法第二十条、第四十条及び第四十八条第二項において読み替えて準用する会社法第八百四十七条第一項（株主による責任追及等の訴え）の内閣府令で定める方法は、次に掲げる事項を記載した書面の提出又は当該事項の電磁的方法による提供とする。
（組合員による責任追及の訴えの提起の請求方法）

6 第十七条 法第二十条において読み替えて準用する会社法第八百四十七条第四項（株主による責任追及等の訴え）の内閣府令で定める方法は、次に掲げる事項を記載した書面の提出又は当該事項の電磁的方法による提供とする。
（組合員が責任を追求する訴えを提起しない理由の通知方法）

7 第十八条 法第十七条第三項に規定する内閣府令で定める有価証券は、次に掲げるものとする。
（供託金に代わる有価証券の種類）

8 第十九条 法第三十一条第五号に規定する内閣府令で定めるものは、同号に規定する組合が他の会社等（会社法施行規則（平成十八年法務省令第十二号）第二条第三項第一号（定義）に規定する会社等）をいう。以下この条において同じ。）の財務及び事業の方針の決定を支配している場合」とは、次に掲げる場合（財務上又は事業上の関係からみて他の会社等との財務又は事業の方針の決定を支配していないことが明らかであると認められる場合を除く。）をいう（以下この項において同じ。）。
（他の会社等（次に掲げる会社等）であつて、有効な支配從属關係が存在しないと認められるものを除く。以下この項において同じ。）の議決権の総数に対する自己（その子会社（法第三十一条第五号に規定する子会社をいう。）及び子法人等（会社以外の会社等が他の会社等の財務及び事業の方針の決定を支配

9 第二十条 法第二十二条において読み替えて準用する会社法第八百四十七条第一項の規定による請求に係る訴えについての前条第一号に掲げる者の責任又は義務の有無についての判断及びその理由
（法第三十一条第五号に規定する内閣府令で定める方法）

10 第二章 機関
（法第三十一条第五号に規定する内閣府令で定める方法）

11 第二章 機関
（法第三十一条第五号に規定する内閣府令で定める方法）

12 第二章 機関
（法第三十一条第五号に規定する内閣府令で定める方法）

13 第二章 機関
（法第三十一条第五号に規定する内閣府令で定める方法）

14 第二章 機関
（法第三十一条第五号に規定する内閣府令で定める方法）

15 第二章 機関
（法第三十一条第五号に規定する内閣府令で定める方法）

16 第二章 機関
（法第三十一条第五号に規定する内閣府令で定める方法）

17 第二章 機関
（法第三十一条第五号に規定する内閣府令で定める方法）

18 第二章 機関
（法第三十一条第五号に規定する内閣府令で定める方法）

19 第二章 機関
（法第三十一条第五号に規定する内閣府令で定める方法）

20 第二章 機関
（法第三十一条第五号に規定する内閣府令で定める方法）

21 第二章 機関
（法第三十一条第五号に規定する内閣府令で定める方法）

22 第二章 機関
（法第三十一条第五号に規定する内閣府令で定める方法）

23 第二章 機関
（法第三十一条第五号に規定する内閣府令で定める方法）

24 第二章 機関
（法第三十一条第五号に規定する内閣府令で定める方法）

25 第二章 機関
（法第三十一条第五号に規定する内閣府令で定める方法）

26 第二章 機関
（法第三十一条第五号に規定する内閣府令で定める方法）

27 第二章 機関
（法第三十一条第五号に規定する内閣府令で定める方法）

28 第二章 機関
（法第三十一条第五号に規定する内閣府令で定める方法）

29 第二章 機関
（法第三十一条第五号に規定する内閣府令で定める方法）

30 第二章 機関
（法第三十一条第五号に規定する内閣府令で定める方法）

31 第二章 機関
（法第三十一条第五号に規定する内閣府令で定める方法）

32 第二章 機関
（法第三十一条第五号に規定する内閣府令で定める方法）

33 第二章 機関
（法第三十一条第五号に規定する内閣府令で定める方法）

34 第二章 機関
（法第三十一条第五号に規定する内閣府令で定める方法）

35 第二章 機関
（法第三十一条第五号に規定する内閣府令で定める方法）

36 第二章 機関
（法第三十一条第五号に規定する内閣府令で定める方法）

37 第二章 機関
（法第三十一条第五号に規定する内閣府令で定める方法）

38 第二章 機関
（法第三十一条第五号に規定する内閣府令で定める方法）

39 第二章 機関
（法第三十一条第五号に規定する内閣府令で定める方法）

40 第二章 機関
（法第三十一条第五号に規定する内閣府令で定める方法）

41 第二章 機関
（法第三十一条第五号に規定する内閣府令で定める方法）

42 第二章 機関
（法第三十一条第五号に規定する内閣府令で定める方法）

43 第二章 機関
（法第三十一条第五号に規定する内閣府令で定める方法）

44 第二章 機関
（法第三十一条第五号に規定する内閣府令で定める方法）

45 第二章 機関
（法第三十一条第五号に規定する内閣府令で定める方法）

46 第二章 機関
（法第三十一条第五号に規定する内閣府令で定める方法）

47 第二章 機関
（法第三十一条第五号に規定する内閣府令で定める方法）

48 第二章 機関
（法第三十一条第五号に規定する内閣府令で定める方法）

49 第二章 機関
（法第三十一条第五号に規定する内閣府令で定める方法）

50 第二章 機関
（法第三十一条第五号に規定する内閣府令で定める方法）

51 第二章 機関
（法第三十一条第五号に規定する内閣府令で定める方法）

52 第二章 機関
（法第三十一条第五号に規定する内閣府令で定める方法）

53 第二章 機関
（法第三十一条第五号に規定する内閣府令で定める方法）





一 資産又は負債（デリバティブ取引により生じる正味の資産又は負債を含む。以下この条において同じ。）につき時価を付すものとした場合における当該資産又は負債の評価差額（利益又は損失に計上するもの及び次号に掲げる評価差額を除く。）

二 ヘッジ会計（ヘッジ手段（資産（将来の取引により確実に発生すると見込まれるもの）を含む。以下この号において同じ。）若しくは負債（将来の取引により確実に発生すると見込まれるもの）を含む。以下この号において同じ。）又はデリバティブ取引に係る価格変動、金利変動及び為替変動による損失の危険を減殺することを目的とし、かつ、当該損失の危険を減殺することが客観的に認められる取引をいう。以下同じ。）に係る損益とヘッジ対

3 組合の出資金の額は、組合が組合を脱退する組合員に對して持分の払戻しをする場合に限り、当該脱退する組合員の出資につき出資金の額に計上されていた額が減少するものとする。  
(評価・換算差額等)

**第三十七條** 次に掲げるもののその他資産、負債又は出資金及び剰余金以外のものであつても、純資産の部の項目として計上することが適當であると認められるものは、純資産として計上することができる。

**(設立時の出資金の額)**  
**第三十六条** 組合の設立（法第四十五条の六第一項の合併による設立を除く。）時の出資金の額は、設立時の組合員にならうとする者が設立に際して履行した出資により組合に対し払込みがされた出資の価額とする。  
組合の出資金の額は、組合員が出資の履行を行った場合に限り、当該組合員が履行した出資により組合に対し払込みがされた出資の価額が増加するものとする。

業年度の末日において繰り入れるべき引当金をいう。) のほか将来の費用又は損失(収益の控除を含む。以下この号において同じ。)の発生に備えて、その合理的な見積額のうち当該事業年度の負担に属する金額を費用又は損失として繰り入れることにより計上すべき引当金(組合員に対して役務を提供する場合において計上すべき引当金を含む。)において記載するべき引当金を含む。)

二 前号に掲げる負債のほか、事業年度の末日においてその時の時価又は適正な価格を付すことが適当な負債

2 前項に規定する監査には、公認会計士法(昭和二十三年法律第百三号)第二条第一項に規定する監査のほか、計算書類及びその附属明細書に表示された情報と計算書類及びその附属明細書に表示すべき情報との合致の程度を確かめかつ、その結果を利害関係者に伝達するための手続を含むものとする。

(計算書類及びその附属明細書の監査報告の内容)

**第四十一条** 監事は、計算書類及びその附属明細書を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする監査報告を作成しなければならない。

き、別紙様式第一号に準じて作成しなければならない。

法第四十四条の四第二項の規定により作成すべき事業報告及びその附属明細書は、別紙様式第一号に準じて作成しなければならない。  
(計算書類及びその附属明細書の監査)

**第四十条** 法第四十四条の五第一項の規定による監査(計算書類及びその附属明細書に係るものに限る。以下この条及び次条において同じ。)については、次条及び第四十一条の定めるところによる。

書の作成に係る期間は、当該事業年度の前事業年度の末日の翌日（当該事業年度の前事業年度がない場合にあつては、成立の日）から当該事業年度の末日までの期間とする。この場合において、当該期間は、一年（事業年度の末日を変更する場合における変更後の最初の事業年度について、一年六月）を超えることができない。

法第四十四条の四第二項の規定により作成すべき各事業年度に係る計算書類及びその附属明細書は、当該事業年度に係る会計帳簿に基づ

理をいう。) を適用する場合におけるヘッジ手段に係る損益又は評価差額(成立日の財産目録及び貸借対照表)

**第三十八条** 法第四十四条の四第一項の規定により作成すべき財産目録及び貸借対照表は、組合の成立の日における会計帳簿に基づき作成しなければならない。

(各事業年度に係る計算書類等)

**第三十九条** 各事業年度に係る計算書類(法第十四条の四第二項に規定する計算書類をいう。以下この章において同じ。) 及びその附属明細

象（ヘッジ手段の対象である資産若しくは負債又はデリバティブ取引をいう。）に係る損益を同一の会計期間に認識するための会計処

4 第一項及び第二項に規定する「特定理事」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。

一 第一項の規定による通知を受ける者を定めた場合 当該通知を受ける者として定められた者

二 前号に掲げる場合以外の場合 監査を受けるべき計算書類及びその附属明細書の作成に関する職務を行つた理事

二 当該計算書類の附属明細書を受領した日から一週間を経過した日

三 特定理事及び特定監事が合意により定めた日があるときは、その日

計算書類及びその附属明細書については、特定理事が前項の規定による監査報告の内容の通知を受けた日に、監事の監査を受けたものとする。

一 前項の規定にかかわらず、特定監事が第一項の規定により通知をすべき日までに同項の規定による監査報告の内容を通知をしない場合に

一 会計方針の変更  
二 重要な偶発事象  
三 重要な後発事象  
(計算書類及びその附属明細書の監査報告の通知期限等)

**第四十二条** 特定監事は、次に掲げる日のいずれか遅い日までに、特定理事に対し、各事業年度に係る計算書類及びその附属明細書についての監査報告の内容を通知しなければならない。

一 当該計算書類の全部を受領した日から四週間を経過した日

三　監査のため必要な調査ができないなかつたときは、その旨及びその理由  
四　追記情報

五　監査報告を作成した日

前項第四号に規定する「追記情報」とは、次に掲げる事項その他の事項のうち、監事の判断に關して説明を付す必要がある事項又は計算書類及びその附属明細書の内容のうち強調する必要がある事項とする。

二 一 監事の監査の方法及びその内容  
計算書類及びその附属明細書が当該組合の財産及び損益の状況をすべての重要な点において

知期限等)

**第四十四条** 特定監事は、次に掲げる日のいずれか遅い日までに、特定理事に対し、監査報告の内容を通知しなければならない。

- 一 事業報告を受領した日から四週間を経過した日
- 二 事業報告の附属明細書を受領した日から一週間を経過した日
- 三 特定理事及び特定監事の間で合意した日

事業報告及びその附属明細書については、特定理事が前項の規定による監査報告の内容の通

な事實があつたときは、その事實  
四　監査のため必要な調査ができないなかつたときは  
は、その旨及びその理由  
五　監査報告を作成した日  
前項の規定にかかわらず、監事の監査の範囲  
を会計に関するものに限定する旨の定款の定め  
がある組合の監事は、同項各号に掲げる事項に  
代えて、事業報告を監査する権限がないことを  
明らかにした監査報告を作成しなければならな  
い。

(事業報告及びその附属明細書の監査報告の通

監査報告書を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする監査報告を作成しなければならない。

一 監事の監査（計算書類及びその附属明細書に係るもの）を除く。以下この条及び次条において同じ。）の方法及びその内容

二 事業報告及びその附属明細書が法令又は定款に従い当該組合の状況を正しく示しているかどうかについての意見

三 当該組合の理事の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な

二 二以上の監事が存する場合において、第一項の規定による監査報告の内容の通知をすべき監事を定めたとき 当該通知をすべき監事として定められた監事

一 二以上の監事が存する場合において、第一項の規定による監査報告の内容の通知をすべき監事を定めていないとき すべての監事

三 前二号に掲げる場合以外の場合 監事

(事業報告及びその附属明細書の監査報告の内容)

5 第一項及び第三項に規定する「特定監事」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

知を受けた日に、監事の監査を受けたものとする。

3 前項の規定にかかわらず、特定監事が第一項の規定により通知をすべき日までに同項の規定による監査報告の内容の通知をしない場合に、当該通知をすべき日に、事業報告については、監事の監査を受けたものとみなす。

4 第一項及び第二項に規定する「特定理事」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。

一 第一項の規定による通知を受ける者を定めた場合、当該通知を受ける者と定められた者は、前号に掲げる場合以外の場合、事業報告及びその附属明細書の作成に関する職務を行つた理事。

二 前号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。並びに別紙様式第三号により作成した当該事業年度の半期ごとの事業成績表及び各号に定める者とする。

三 前号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

四 第一項及び第三項に規定する「特定監事」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

一 一二以上の監事が存する場合において、第一項の規定による監査報告の内容の通知をすべき監事を定めたとき、当該通知をすべき監事として定められた監事

二 一二以上の監事が存する場合において、第一項の規定による監査報告の内容の通知をすべき監事を定めたとき、当該通知をすべき監事として定められた監事

三 前二号に掲げる場合以外の場合、監事

四 第四十五条組合が法第四十四条の五第五項の規定による公報（同条第七項の規定による措置を含む。以下この条において同じ。）をする場合には、次に掲げる事項を当該公報において明らかにしなければならない。

五 繼続企業の前提（当該組合が将来にわたつて事業活動を継続するとの前提をいう。）に関する注記

六 重要な会計方針に係る事項に関する注記

七 貸借対照表に関する注記

八 税効果会計に関する注記

九 関連当事者との取引に関する注記

十 重要な後発事象に関する注記

十一 当期純損益金額（貸借対照表の要旨）

第 四十六 条 組合が法第四十四条の五第六項に規定する貸借対照表の要旨を公報する場合は、別紙様式第二号により作成しなければならない。（貸借対照表の電磁的方法による公開の方法）

第 四十七 条 法第四十四条の五第七項の規定による措置は、第四条第一項第一号口に掲げる方法

のうち、インターネットに接続された自動公衆送信装置（公衆の用に供する電気通信回線に接続することにより、その記録媒体のうち自動公衆送信の用に供する部分に記録され、又は当該装置に入力される情報自動公衆送信する機能を有する装置をいう。）を使用する方法によつて行わなければならない。（半期報告書等の提出及び様式）

第 四十八 条 組合は、別紙様式第三号により作成した当該事業年度の半期ごとの事業成績表及び各号に定める者とする。

一 第一項の規定による通知を受ける者を定めた場合、当該通知を受ける者と定められた者は、前号に掲げる場合以外の場合、事業報告及びその附属明細書を、当該期間経過後二月以内に金融庁長官に提出しなければならない。

（創立費の償却）

第 四十九 条 法第四十四条の八において準用する保険業法百十三條（事業費等の償却）に規定する内閣府令で定める金額は、次に掲げるものとする。

一 発起人が受ける報酬として支出した金額

二 組合の負担する設立に関する費用（定款の認証の手数料、定款に係る印紙税、出資に係る金銭の払込みの取扱いをした銀行又は信託銀行に支払うべき手数料及び報酬並びに組合の設立の登記の登録免許税を含む。）として支出した金額

三 開業準備のために支出した金額（責任準備金の積立て）

四 第五十一条組合は、毎決算期において、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる金額を

一 普通責任準備金として積み立てなければならない。

二 普通責任準備金、次に掲げる金額のうちずれか大きい金額

イ 収入保険料を基礎として、未経過期間

（保険契約に定めた保険期間のうち、決算期において、まだ経過していない期間をいう。）に對応する責任に相当する金額

ロ 当該事業年度における収入保険料の額から、当該事業年度に保険料を収入した保険契約のために支出した保険金、返戻金、支

業費を控除した金額

二 異常危険準備金 異常損害による責任及び費用のん補に充てるため、当該事業年度の保備金（法第四十四条の八において準用する保険業法百十七条第一項の支払準備金をいう。以下同じ。）及び当該事業年度の事

業費を控除した金額

二 異常危険準備金 異常損害による責任及び費用のん補に充てるため、当該事業年度の保備金（法第四十四条の八において準用する保険業法百十七条第一項の支払準備金をいう。以下同じ。）及び当該事業年度の事

業費を控除した金額

（再保険契約の責任準備金）

三 収入保険料を基礎として計算した金額

（組合員の数を法定の数以上にして解散しない場合等の認可申請等）

四 第五十五条組合は、法第四十五条第一項ただし書に規定する認可を受けようとするときは、申請書の書類を添付して提出しなければならない。

部分に相当する責任準備金を積み立てないことができる。

一 出資の総額を法第三条に定める額又は組合員の数若しくは保険の目的たる船舶の数を法第十二条第二項に定める数以上にする計画書

二 保険業法第二百十九条第一項に規定する保険会社会社等

三 保険業法第二百二十四条第一項の届出のあつた者

四 保険業法第二条第六項に規定する外国保

業者のうち、前二号に掲げる者以外の者であつて業務又は財産の状況に照らして、当該再保険を付した組合の経営の健全性を損なうおそれがない者

（支払義務が発生したものに準ずる保険金等）

第五十二条組合が法第四十四条の八において準用する保険業法百十七条第一項（支払準備金）に規定する内閣府令で定めるものは、保険金及び返戻金（次条において「保険金等」という。）である内閣府令で定めるものは、保険金及び返戻金（次条において「保険金等」という。）であつて、組合が、毎決算期において、まだ支払事由の発生の報告を受けていないが保険契約に規定する支払事由が既に発生したと認めるものとする。

（支払準備金の積立て）

第五十三条組合は、毎決算期において、次に掲げる金額を支払準備金として積み立てなければならない。

一 保険契約に基づいて支払義務が発生した保険金等（当該支払義務に係る訴訟が係属しているものを含む。）のうち、組合が、毎決算期において、まだ支払として計上していないもののを含む。）のうち、組合が、毎決算期において、まだ支払として計上していないものがある場合は、当該支払のために必要な金額

二 前条に規定するまだ支払事由の発生の報告を受けないが保険契約に規定する支払事由が既に発生したと認める保険金等について、その支払のために必要なものとして計算した金額

三 第五十五条の規定は、支払準備金の積立てについて準用する。

四 組合を存続することが組合員及び一般の債権者の利益を保護するために必要かつ有益と認められること。

（解散決議の認可申請）

五 第五十六条組合は、法第四十五条第二項に規定する解散の決議の認可を受けようとするときは、申請書に次の書類を添付して提出しなければならない。

一 財産目録及び貸借対照表（解散の公告）

二 その他参考となるべき事項を記載した書類

（解散の公告）

三 第五十七条組合は、法第四十五条第三項において準用する保険業法百五十四条（解散等の公告）の規定による公告をする場合において、当該組合を保険者とする保険契約があるときは、当該保険契約の処理の方針を示すものとする。（合併の認可申請）

四 第五十八条組合は、法第四十五条の三第一項の規定により貸借対照表を作成する場合に準用する。

（解散及び清算）

五 第五十九条組合員の数を法定の数以上にして解散しない場合等の認可申請

（新設合併における組合員以外の者からの役員選任の認可申請）

一 財産目録及び貸借対照表

二 出資の総額を法第三条に定める額又は組合員の数若しくは保険の目的たる船舶の数を法第十二条第二項に定める数以上にする計画書

三 その他参考となるべき事項を記載した書類

四 保険業法第二百二十四条第一項の届出のあつた者

五 保険業法第二条第六項に規定する外國保

業者のうち、前二号に掲げる者以外の者であつて業務又は財産の状況に照らして、当該再保険を付した組合の経営の健全性を損なうおそれがない者

（支払義務が発生したものに準ずる保険金等）

六 金融庁長官は、前項の規定による認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一 法第四十五条第一項第六号に該当するに至った時から三月以内に、出資の額又は組合員の数若しくは保険の目的たる船舶の数（以下「出資の額等」という。）が、法第三条又は第十二条第二項に定める額又は数（以下「最低出資額等」という。）以上の適正な規模となることが確実であると認められること。

二 出資の額等が最低出資額等を下回ることとなつた事由がやむを得ないものであること。

三 出資の額等が最低出資額等以上になつた後の組合の収支の見込みが良好であると認められること。

四 組合を存続することが組合員及び一般の債権者の利益を保護するために必要かつ有益と認められること。

五 組合の存続が組合員の利益を保護するためには、組合員の出資額等が最低出資額等以上になつた後、組合の収支の見込みが良好であると認められること。

六 金融庁長官は、前項の規定による認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するか

一 法第四十五条第一項第六号に該当するに至った時から三月以内に、出資の額又は組合員の数若しくは保険の目的たる船舶の数（以下「出資の額等」という。）が、法第三条又は第十二条第二項に定める額又は数（以下「最低出資額等」という。）以上の適正な規模となることが確実であると認められること。

二 出資の額等が最低出資額等を下回ることとなつた事由がやむを得ないものであること。

三 出資の額等が最低出資額等以上になつた後の組合の収支の見込みが良好であると認められること。

四 組合を存続することが組合員及び一般の債権者の利益を保護するために必要かつ有益と認められること。

五 組合の存続が組合員の利益を保護するためには、組合員の出資額等が最低出資額等以上になつた後、組合の収支の見込みが良好であると認められること。

六 金融庁長官は、前項の規定による認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するか

一 法第四十五条第一項第六号に該当するに至った時から三月以内に、出資の額又は組合員の数若しくは保険の目的たる船舶の数（以下「出資の額等」という。）が、法第三条又は第十二条第二項に定める額又は数（以下「最低出資額等」という。）以上の適正な規模となることが確実であると認められること。

二 出資の額等が最低出資額等を下回ることとなつた事由がやむを得ないものであること。

三 出資の額等が最低出資額等以上になつた後の組合の収支の見込みが良好であると認められること。

四 組合を存続することが組合員及び一般の債権者の利益を保護するために必要かつ有益と認められること。

五 組合の存続が組合員の利益を保護するためには、組合員の出資額等が最低出資額等以上になつた後、組合の収支の見込みが良好であると認められること。

六 金融庁長官は、前項の規定による認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するか

一 法第四十五条第一項第六号に該当するに至った時から三月以内に、出資の額又は組合員の数若しくは保険の目的たる船舶の数（以下「出資の額等」という。）が、法第三条又は第十二条第二項に定める額又は数（以下「最低出資額等」という。）以上の適正な規模となることが確実であると認められること。

二 出資の額等が最低出資額等を下回ることとなつた事由がやむを得ないものであること。

三 出資の額等が最低出資額等以上になつた後の組合の収支の見込みが良好であると認められること。

四 組合を存続することが組合員及び一般の債権者の利益を保護するために必要かつ有益と認められること。

五 組合の存続が組合員の利益を保護するためには、組合員の出資額等が最低出資額等以上になつた後、組合の収支の見込みが良好であると認められること。

六 金融庁長官は、前項の規定による認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するか

一 法第四十五条第一項第六号に該当するに至った時から三月以内に、出資の額又は組合員の数若しくは保険の目的たる船舶の数（以下「出資の額等」という。）が、法第三条又は第十二条第二項に定める額又は数（以下「最低出資額等」という。）以上の適正な規模となることが確実であると認められること。

二 出資の額等が最低出資額等を下回ることとなつた事由がやむを得ないものであること。

三 出資の額等が最低出資額等以上になつた後の組合の収支の見込みが良好であると認められること。

四 組合を存続することが組合員及び一般の債権者の利益を保護するために必要かつ有益と認められること。

五 組合の存続が組合員の利益を保護するためには、組合員の出資額等が最低出資額等以上になつた後、組合の収支の見込みが良好であると認められること。

六 金融庁長官は、前項の規定による認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するか

一 法第四十五条第一項第六号に該当するに至った時から三月以内に、出資の額又は組合員の数若しくは保険の目的たる船舶の数（以下「出資の額等」という。）が、法第三条又は第十二条第二項に定める額又は数（以下「最低出資額等」という。）以上の適正な規模となることが確実であると認められること。

二 出資の額等が最低出資額等を下回ることとなつた事由がやむを得ないものであること。

三 出資の額等が最低出資額等以上になつた後の組合の収支の見込みが良好であると認められること。

四 組合を存続することが組合員及び一般の債権者の利益を保護するために必要かつ有益と認められること。

五 組合の存続が組合員の利益を保護するためには、組合員の出資額等が最低出資額等以上になつた後、組合の収支の見込みが良好であると認められること。

六 金融庁長官は、前項の規定による認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するか

一 法第四十五条第一項第六号に該当するに至った時から三月以内に、出資の額又は組合員の数若しくは保険の目的たる船舶の数（以下「出資の額等」という。）が、法第三条又は第十二条第二項に定める額又は数（以下「最低出資額等」という。）以上の適正な規模となることが確実であると認められること。

二 出資の額等が最低出資額等を下回ることとなつた事由がやむを得ないものであること。

三 出資の額等が最低出資額等以上になつた後の組合の収支の見込みが良好であると認められること。

四 組合を存続することが組合員及び一般の債権者の利益を保護るために必要かつ有益と認められること。

五 組合の存続が組合員の利益を保護するためには、組合員の出資額等が最低出資額等以上になつた後、組合の収支の見込みが良好であると認められること。

六 金融庁長官は、前項の規定による認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するか

一 法第四十五条第一項第六号に該当するに至った時から三月以内に、出資の額又は組合員の数若しくは保険の目的たる船舶の数（以下「出資の額等」という。）が、法第三条又は第十二条第二項に定める額又は数（以下「最低出資額等」という。）以上の適正な規模となることが確実であると認められること。

二 出資の額等が最低出資額等を下回ることとなつた事由がやむを得ないものであること。

三 出資の額等が最低出資額等以上になつた後の組合の収支の見込みが良好であると認められること。

四 組合を存続することが組合員及び一般の債権者の利益を保護るために必要かつ有益と認められること。

五 組合の存続が組合員の利益を保護するためには、組合員の出資額等が最低出資額等以上になつた後、組合の収支の見込みが良好であると認められること。

六 金融庁長官は、前項の規定による認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するか

一 法第四十五条第一項第六号に該当するに至った時から三月以内に、出資の額又は組合員の数若しくは保険の目的たる船舶の数（以下「出資の額等」という。）が、法第三条又は第十二条第二項に定める額又は数（以下「最低出資額等」という。）以上の適正な規模となることが確実であると認められること。

二 出資の額等が最低出資額等を下回ることとなつた事由がやむを得ないものであること。

三 出資の額等が最低出資額等以上になつた後の組合の収支の見込みが良好であると認められること。

四 組合を存続することが組合員及び一般の債権者の利益を保護るために必要かつ有益と認められること。

五 組合の存続が組合員の利益を保護するためには、組合員の出資額等が最低出資額等以上になつた後、組合の収支の見込みが良好であると認められること。

六 金融庁長官は、前項の規定による認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するか

一 法第四十五条第一項第六号に該当するに至った時から三月以内に、出資の額又は組合員の数若しくは保険の目的たる船舶の数（以下「出資の額等」という。）が、法第三条又は第十二条第二項に定める額又は数（以下「最低出資額等」という。）以上の適正な規模となることが確実であると認められること。

二 出資の額等が最低出資額等を下回ることとなつた事由がやむを得ないものであること。

三 出資の額等が最低出資額等以上になつた後の組合の収支の見込みが良好であると認められること。

四 組合を存続することが組合員及び一般の債権者の利益を保護るために必要かつ有益と認められること。

五 組合の存続が組合員の利益を保護するためには、組合員の出資額等が最低出資額等以上になつた後、組合の収支の見込みが良好であると認められること。

六 金融庁長官は、前項の規定による認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するか

一 法第四十五条第一項第六号に該当するに至った時から三月以内に、出資の額又は組合員の数若しくは保険の目的たる船舶の数（以下「出資の額等」という。）が、法第三条又は第十二条第二項に定める額又は数（以下「最低出資額等」という。）以上の適正な規模となることが確実であると認められること。

二 出資の額等が最低出資額等を下回ることとなつた事由がやむを得ないものであること。

三 出資の額等が最低出資額等以上になつた後の組合の収支の見込みが良好であると認められること。

四 組合を存続することが組合員及び一般の債権者の利益を保護るために必要かつ有益と認められること。

五 組合の存続が組合員の利益を保護するためには、組合員の出資額等が最低出資額等以上になつた後、組合の収支の見込みが良好であると認められること。

六 金融庁長官は、前項の規定による認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するか

一 法第四十五条第一項第六号に該当するに至った時から三月以内に、出資の額又は組合員の数若しくは保険の目的たる船舶の数（以下「出資の額等」という。）が、法第三条又は第十二条第二項に定める額又は数（以下「最低出資額等」という。）以上の適正な規模となることが確実であると認められること。

二 出資の額等が最低出資額等を下回ることとなつた事由がやむを得ないものであること。

三 出資の額等が最低出資額等以上になつた後の組合の収支の見込みが良好であると認められること。

四 組合を存続することが組合員及び一般の債権者の利益を保護るために必要かつ有益と認められること。

五 組合の存続が組合員の利益を保護するためには、組合員の出資額等が最低出資額等以上になつた後、組合の収支の見込みが良好であると認められること。

六 金融庁長官は、前項の規定による認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するか

一 法第四十五条第一項第六号に該当するに至った時から三月以内に、出資の額又は組合員の数若しくは保険の目的たる船舶の数（以下「出資の額等」という。）が、法第三条又は第十二条第二項に定める額又は数（以下「最低出資額等」という。）以上の適正な規模となることが確実であると認められること。

二 出資の額等が最低出資額等を下回ることとなつた事由がやむを得ないものであること。

三 出資の額等が最低

(清算状況の届出)

**第六十条** 清算人は、毎月の清算状況を翌月二十日までに金融庁長官に届け出なければならない。ただし、重要な事項については、その都度、遅滞なく届け出なければならない。

(清算時の保険金の削減及び保険料の追徴の認可の審査基準)

**第六十一条** 金融庁長官は、第三十条の規定による法第四十七条の認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。



二 当該申請をした者が当該申請内容を変更するに要する期間	三 当該申請に係る審査に必要な資料を追加するに要する期間
この省令は、公布の日から施行する。	この省令は、商法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十五年四月一日）から施行する。
附 則（昭和二十七年六月五日大蔵・運輸省令第三号）	附 則（平成一〇年六月八日大蔵省・運輸省令第三号）
この省令は、昭和二十九年七月一日から施行する。	この省令は、昭和四十九年三月三〇日大蔵省・運輸省令第一号）
この省令は、昭和四十九年四月一日から施行する。	この省令は、昭和四十九年四月一日から施行する。
附 則（昭和五一年五月一五日大蔵省・運輸省令第一号）	附 則（昭和五一年五月一五日大蔵省・運輸省令第一号）
この省令は、公布の日から施行する。ただし、改正後の船主相互保険組合法施行規則（別紙）書式第一号から（別紙）書式第五号までの書式は、昭和五十一年三月三十一日を含む事業年度以後の事業年度に係る船主相互保険組合法第四十一条の書類について適用する。	この省令は、公布の日から施行する。ただし、改正後の船主相互保険組合法施行規則（別紙）書式第一号から（別紙）書式第五号までの書式は、昭和五十一年三月三十一日を含む事業年度以後の事業年度に係る船主相互保険組合法第四十一条の書類について適用する。
附 則（昭和五七年九月二八日大蔵省・運輸省令第二号）	この省令は、昭和五十七年十月一日から施行する。
附 則（平成元年四月六日大蔵省・運輸省令第一号）	附 則（平成元年四月六日大蔵省・運輸省令第一号）
この省令は、公布の日から施行する。	この省令は、公布の日から施行する。
附 則（平成四年七月二〇日大蔵省・運輸省令第一号）	附 則（平成四年七月二〇日大蔵省・運輸省令第一号）
この省令は、平成八年四月一日から施行する。	この省令は、平成八年四月一日から施行する。
附 則（平成八年二月二九日大蔵省・運輸省令第一号）	附 則（平成八年二月二九日大蔵省・運輸省令第一号）
この省令による改正後の船主相互保険組合法施行規則第七条の規定は、施行日以後に常務に従事する理事の兼職の認可の申請の場合において適用し、施行日前に常務に従事する理事の兼職の認可の申請があつた場合については、なお従前の例による。	この省令による改正後の船主相互保険組合法施行規則第七条の規定は、施行日以後に常務に従事する理事の兼職の認可の申請の場合において適用し、施行日前に常務に従事する理事の兼職の認可の申請があつた場合については、なお従前の例による。
附 則（平成一〇年三月一九日大蔵省・運輸省令第二号）	附 則（平成一〇年三月一九日大蔵省・運輸省令第二号）
この省令は、平成十五年一月六日から施行する。	この省令は、平成十五年一月六日から施行する。

この省令は、外国為替及び外國貿易管理法の一部を改正する法律の施行の日（平成十年四月一日）から施行する。	この省令は、公布の日から施行する。
附 則（平成一〇年六月八日大蔵府令・輸省令第三号）	附 則（平成一〇年六月八日大蔵府令・輸省令第三号）
この省令は、金融監督設置法の施行の日（平成十年六月二十二日）から施行する。	この省令は、金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律の施行日（平成十年十二月一日）から施行する。
附 則（平成一〇年一月三〇日総理府・大蔵省令第五号）	附 則（平成一〇年一月三〇日総理府・大蔵省令第五号）
この命令は、金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律の施行日（平成十年十二月一日）から施行する。	この命令は、金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律の施行日（平成十年十二月一日）から施行する。
附 則（平成一〇年一二月一五日総理府・大蔵省令第五号）	附 則（平成一〇年一二月一五日総理府・大蔵省令第五号）
この府令は、平成十二年七月一日から施行する。	この府令は、平成十二年七月一日から施行する。
附 則（平成一二年一〇月一〇日総理府令第一一六号）抄	附 則（平成一二年一〇月一〇日総理府令第一一六号）抄
この府令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十三年一月六日）から施行する。	この府令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十三年一月六日）から施行する。
附 則（平成一三年五月一〇日内閣府令第四号）	附 則（平成一三年五月一〇日内閣府令第四号）
この府令は、公布の日から施行する。	この府令は、公布の日から施行する。
附 則（平成一六年五月二五日内閣府令第五号）	附 則（平成一六年五月二五日内閣府令第五号）
この府令は、公布の日から施行する。	この府令は、公布の日から施行する。
附 則（平成一七年一月二六日内閣府令第六九号）	附 則（平成一七年一月二六日内閣府令第六九号）
この府令は、平成十七年一月一日から施行する。	この府令は、平成十七年一月一日から施行する。
附 則（平成一七年五月一〇日内閣府令一六号）抄	附 則（平成一九年二月八日内閣府令第一六号）抄
この府令は、公布の日から施行する。	この府令は、公布の日から施行する。
附 則（平成一九年八月八日内閣府令六〇号）抄	附 則（平成一九年八月八日内閣府令六〇号）抄
この府令は、証券取引法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（以下「施行日」という。）から施行する。	この府令は、証券取引法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（以下「施行日」という。）から施行する。
附 則（平成一八年三月三〇日内閣府令第二九号）抄	附 則（平成一八年三月三〇日内閣府令第二九号）抄
この府令は、公布の日から施行する。	この府令は、公布の日から施行する。

この府令による改正後の船主相互保険組合法施行規則は、平成十二年四月一日以後に開始する事業年度に係る書類について適用し、同日前に開始する事業年度に係る書類については、なお従前の例による。	この府令による改正後の船主相互保険組合法施行規則別紙様式第一号及び第二号は、平成十五年四月一日以後に開始する事業年度に係る書類について適用し、同日前に開始する事業年度に係る書類については、なお従前の例による。
附 則（平成一四年三月二八日内閣府令第一七号）抄	附 則（平成一四年三月二八日内閣府令第一七号）抄
この府令は、平成十四年四月一日から施行する。	この府令は、平成十四年四月一日から施行する。
附 則（平成一四年四月一九日内閣府令第四号）抄	附 則（平成一四年四月一九日内閣府令第四号）抄
この府令は、公布の日から施行する。	この府令は、公布の日から施行する。
附 則（平成一四年一二月六日内閣府令第七七号）	附 則（平成一四年一二月六日内閣府令第七七号）
この府令は、平成十五年一月六日から施行する。	この府令は、平成十五年一月六日から施行する。

第一条 この府令は、会社法の施行の日から施行する。	第一条 この府令は、会社法の施行の日から施行する。
附 則（平成一〇年六月八日大蔵省・運輸省令第三号）	附 則（平成一〇年六月八日大蔵省・運輸省令第三号）
この命令は、金融監督設置法の施行の日（平成十年六月二十二日）から施行する。	この命令は、金融監督設置法の施行の日（平成十年六月二十二日）から施行する。
附 則（平成一〇年一月三〇日総理府・大蔵省令第五号）	附 則（平成一〇年一月三〇日総理府・大蔵省令第五号）
この命令は、金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律の施行日（平成十年十二月一日）から施行する。	この命令は、金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律の施行日（平成十年十二月一日）から施行する。
附 則（平成一〇年一二月一五日総理府・大蔵省令第五号）	附 則（平成一〇年一二月一五日総理府・大蔵省令第五号）
この府令は、平成十二年七月一日から施行する。	この府令は、平成十二年七月一日から施行する。
附 則（平成一二年一〇月一〇日総理府令第一一六号）抄	附 則（平成一二年一〇月一〇日総理府令第一一六号）抄
この府令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十三年一月六日）から施行する。	この府令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十三年一月六日）から施行する。
附 則（平成一六年五月二五日内閣府令第五号）	附 則（平成一六年五月二五日内閣府令第五号）
この府令は、公布の日から施行する。	この府令は、公布の日から施行する。
附 則（平成一七年五月一〇日内閣府令一六号）抄	附 則（平成一七年五月一〇日内閣府令一六号）抄
この府令は、公布の日から施行する。	この府令は、公布の日から施行する。
附 則（平成一九年八月八日内閣府令六〇号）抄	附 則（平成一九年八月八日内閣府令六〇号）抄
この府令は、証券取引法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（以下「施行日」という。）から施行する。	この府令は、証券取引法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（以下「施行日」という。）から施行する。
附 則（平成一八年三月三〇日内閣府令第二九号）抄	附 則（平成一八年三月三〇日内閣府令第二九号）抄
この府令は、公布の日から施行する。	この府令は、公布の日から施行する。

七、別紙様式第十六号の二十及び別紙様式第十一号の二十五、第一条の規定による改正後の船主相互保険組合法施行規則別紙様式第一号並びに第三条の規定による改正後の保険業法施行規則等の一部を改正する内閣府令附則別紙様式第二号は、平成十九年四月一日以後に開始する事業年度に係る書類について適用し、同日前に開始する事業年度に係る書類については、なお從前の一例による。

第一条の規定による改正後の保険業法施行規則別紙様式第六号から別紙様式第六号の三まで、別紙様式第十一号、別紙様式第十一号の二、別紙様式第十四号、別紙様式第十六号の十八、別紙様式第十六号の十九及び別紙様式第十一号の二十四並びに第一条の規定による改正後の船主相互保険組合法施行規則別紙様式第三号は、平成二十年四月一日以後に開始する事業年度に係る書類について適用し、同日前に開始する事業年度に係る書類については、なお従前の例による。

附則（平成二〇年七月四日内閣府令第  
三四号）抄

附 則（平成二〇年九月一九日内閣府令  
第五五号）

則別紙様式及び第二条の規定による改正後の船主相互保険組合法施行規則別紙様式は、平成二十年四月一日以後に開始する事業年度に係る書類について適用し、同日前に開始した事業年度に係る書類については、なお従前の例による。

附 則（平成二一年四月一日内閣府令第  
二二号）抄  
(施行期日)  
第一条 この府令は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成二一年四月一七日内閣府令  
**第二五号**）  
この府令は、公布の日から施行する。  
第一条の規定による改正後の保険業法施行規

二、別紙様式第十五号から別紙様式第十五号の三まで、別紙様式第十六号の十七、別紙様式第十六号の二十及び別紙様式第十六号の二十五から別紙様式第十六号の二十七まで並びに第二条の規定による改正後の船主相互保険組合法施行規則別紙様式第一号は、平成二十年四月一日以後に開始する事業年度に係る書類について適用し、同日前に開始した事業年度に係る書類については、なお従前の例による。

附 則  
(平成二年四月二十日内閣府令)  
第一条の規定による改正後の保険業法施行規則別紙様式第六号から別紙様式第六号の三まで、別紙様式第十一号、別紙様式第十一号の二、別紙様式第十四号、別紙様式第十六号の八、別紙様式第十六号の十九及び別紙様式第六号並びに第二条の規定による改正後六号の船主相互保険組合法施行規則別紙様式第三号は、平成二十一年四月一日以後に開始する事業年度に係る書類について適用し、同日前に開始した事業年度に係る書類については、なお従前の例による。

（施行期日）抄  
（第二七号）

第三章 第二節 第三十二条の規定に、(改正前)の船舶の規則は、(改正後)の規則は、(新規則)と定め、(新規則)の施行規則(以下この条において「新規則」という。)第四十五条第一号の規定は、平成二十一年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る貸付料請求の公告について適用され、

度に依る貸借対照表の公告によれば、前記の如きに終了する事業年度に係る貸借対照表の公告は、同月の三十一日付である。従て、新規則別紙様式は、平成二十一年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る書類について、同日前に終了する事業年度に係る書類について、同日前に終了する事業年度に係る貸借対照表の公告による。

(施  
行期  
日) 附 則 (平成二年七月八日内閣府令第  
四一號) 抄 については、なお従前の例による。

**第一条** この府令は、公布の日から施行する。  
(船主相互保険組合法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

附 則（平成二一年一二月二十四日内閣府令第七六号）  
この府令は、保険法の施行の日（平成二十二年四月一日）から施行する。  
附 則（平成二三年四月一三日内閣府令第二二号）  
この府令は、公布の日から施行する。  
第一条の規定による改正後の銀行法施行規則（以下「新銀行法施行規則」という。）別紙様式

第三号から第四号の二まで、第五号の二、第六号の三、第六号の四、第七号の三、第七号の四、第八号の二から第十号まで、第十二号及び第十三号の二から第十五号まで、第二条の規定による改正後の信用金庫法施行規則（以下この項において「新信用金庫法施行規則」という。）別紙様式、第三条の規定による改正後の協同組合による金融事業に関する法律施行規則（以下この項において「新協同組合による金融事業に関する法律施行規則」という。）別紙様式、第四条の規定による改正後の保険業法施行規則

(以下「新保険業法施行規則」という)別紙様式第四号、第五号、第五号の二、第七号から第  
七号の三まで、第十二号、第十二号の二、第十  
五号から第十五号の三まで、第十六号の十七、  
第十六号の二十及び第十六号の一十五から第十  
六号の二十七まで、第五条の規定による改正後

の船主相互保険組合法施行規則（以下「新船主相互保険組合法施行規則」という。）別紙様式第一号並びに第六条の規定による改正後の無尽業法施行細則（以下この項において「新無尽業法施行細則」という。）業務報告書雛形及び附属明細書ひな形は、平成二十一年四月一日以後に開始する事業年度に係る書類について適用し、同日前に開始した事業年度に係る書類については、なお従前の例による。ただし、新銀行

法施行規則別紙様式第三号第2貸借対照表の表、第三号の二第2貸借対照表の表、第四号第2貸借対照表の表、第六号の三第一貸借対照表の表、第六号の表、第六号の三第一貸借対照表の表、第六号

の四第1貸借対照表の表、第七号の三第1貸借対照表の表及び第七号の四第1貸借対照表の表、新信用金庫法施行規則別紙様式第二号貸借対照表の表、第六号貸借対照表の表、第十号貸

の表（資産除去債務の科目に限る）、第六号貸借対照表の表、第九号第2貸借対照表の表（資産除去債務の科目に限る）、第九号の二第2貸借対照表の表及び第十号第2貸借対照表の表、新保険業法施行規則別紙様式第七号第4貸借対照表の表、第七号の一第4貸借対照表の表、第十二号第3貸借対照表の表、第十二号の二第3貸借対照表の表及び第十六号の十七第4貸借対照表の表、新船主相互保険組合法施行規則別紙

新銀行法施行規則別紙様式第一号から第二号の二まで、第五号、第六号、第六号の二、第七号、第七号の二、第八号、第十一号及び第十三号、新保険業法施行規則別紙様式第六号から第六号の三まで、第十一号、第十一号の二、第十

四号、第十六号の十八、第十六号の十九及び第十六号の二十四並びに新船主相互保険組合法施行規則別紙様式第三号は、平成二十二年四月一日以後に開始する事業年度に係る書類について適用し、同日前に開始した事業年度に係る書類については、なお従前の例による。

附 則  
**令第五八号**  
(平成二三年一〇月三一日内閣府)  
この府令は、公布の日から施行する。  
第一条の規定による改正後の銀行法施行規則  
別紙様式、第二条の規定による改正後の保険業  
法施行規則別表及び別紙様式並びに第三条の規  
定による改正後の船主相互保険組合法施行規則  
別紙様式は、平成二十三年四月一日以後に開始  
する事業年度に係る書類について適用し、同日

前に開始した事業年度に係る書類については、  
なお従前の例による。

(施行期日)  
**第一条** この府令は、公布の日から施行する。  
(船主相互保険組合法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

(船主相互保険組合法(昭和二十五年法律第百七十七号)第四十四条の四第二項に規定する計算書類をいう。以下この条において同じ。)についての監査報告について適用し、同日前に開始した事業年度に係る計算書類についての監査報告については、なお從前の例による。

附 則 (平成二五年三月一八日内閣府令  
第一号)抄

(施行期日)  
この府令は、平成二十五年三月三十一日から施行する。

3  
(経過措置)  
新銀行法施行規則別紙様式第三号から別紙様式第四号の二まで、別紙様式第五号の二、別紙様式第六号の三、別紙様式第六号の四、別紙様式第七号の三、別紙様式第七号の四及び別紙様式第十二号、第二条の規定による改正後の信用金庫法施行規則別紙様式第二号、別紙様式第六号、別紙様式第十号、別紙様式第十三号、別紙様式第十四号及び別紙様式第十五号、第三条の規定による改正後の協同組合による金融事業に関する法律施行規則別紙様式第二号、別紙様式第六号、別紙様式第九号及び別紙様式第十号、別紙様式第七号、別紙様式第七号の二、別紙様式第十一号、別紙様式第十一号の一、別紙様式第十二号、別紙様式第十二号の二、別紙様式第十四号、別紙様式第十五号、別紙様式第十五号の三、別紙様式第十六号の十七から別紙様式第十六号の十九まで、別紙様式第十六号の二十二及び別紙様式第十六号の二十五、第五条の規定による改正後の金融商品取引業等に関する内閣府令(次項において「新金融商品取引業等に関する内閣府令」という)、別紙様式第十七号の五並びに第六条の規定による改正後の船主相互保険組合法施行規則別紙様式第一号から別紙様式第三号までは、平成二十五年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る書類について適用し、同日前に終了した事業年度に係る書類については、なお從前の例による。

2 (経過措置)  
別紙様式、第二条の規定による改正後の信用金庫法施行規則別紙様式、第三条の規定による改正後の協同組合による金融事業に関する法律施行規則別紙様式、第四条の規定による改正後の保険業法施行規則別紙様式、第五条の規定による改正後の信託業法施行規則別紙様式、第六条の規定による改正後の金融商品取引業等に関する内閣府令別紙様式、第七条の規定による改正後の船主相互保険組合法施行規則別紙様式及び第八条の規定による改正後の無尽業法施行細則業務報告書雛形は、平成二十六年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る書類について適用し、同日前に終了した事業年度に係る書類については、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかるわらず、次の各号に掲げる一及び二 略

三 第七条の規定による改正後の船主相互保険組合法施行規則別紙様式第三号 平成二十五年九月三十日を含む事業年度の半期に係る書類

附 則 (平成二七年四月二八日内閣府令 第三七号) 抄  
(施行期日)

第一条 この府令は、会社法の一部を改正する法律の施行の日(平成二十七年五月一日)から施行する。

附 則 (令和二年一二月二三日内閣府令 第一四号) 抄  
(第七五号) 抄  
この府令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日(令和元年七月一日)から施行する。

附 則 (令和三年一二月三日内閣府令 第二二号) 抄  
(施行期日)  
この府令は、公布の日から施行する。

第一条 この府令は、会社法の一部を改正する法律の施行の日(令和三年三月一日)から施行する。

附 則 (令和三年三月二六日内閣府令 第二三号) 抄  
(施行期日)  
この府令は、令和三年三月三十一日から施行する。

**第四条** 第三条の規定による改正後の船主相互保険組合法施行規則（以下この条において「新船主相互保険組合法施行規則」という。）別紙様式第一号第二記載上の注意1（5）の規定は、令和三年四月一日以後に開始する事業年度に係る業務報告書（船主相互保険組合法（昭和二十二年法律第二百七十七号）第四十一条第一項の規定による業務報告書をいう。以下この条において同じ。）について適用し、同日前に開始する事業年度に係る業務報告書については、なお従前の例による。ただし、令和二年四月一日以後に開始する事業年度に係る業務報告書については、新船主相互保険組合法施行規則の規定を適用することができる。

年四月一日以後に開始する事業年度に係る損益計算書（船主相互保険組合法第四十四条の四第二項の規定による損益計算書をいう。以下この項において同じ。）について適用し、同日前に開始する事業年度に係る損益計算書については、なお従前の例による。ただし、令和二年四月一日以後に終了する事業年度に係る損益計算書については、新船主相互保険組合法施行規則の規定を適用することができる。

附 則（令和三年八月四日内閣府令第五五号）

この府令は、令和三年九月一日から施行する。

附 則（令和五年一二月二七日内閣府令第八七号）

この府令は、公布の日から施行する。

附 則（令和六年三月二七日内閣府令第ニ九号）抄  
(施行期日)

第一条 この府令は、令和六年四月一日から施行する。









別紙様式第2号（第46条関係）

## 9 その他の重要な事項

(記載上の注意)

- 次に事項を記入すること。ただし、特許の権利に関する添付においては、その範囲が記入するにあたっては、記載すること。
- 競合する企業の特許（特許が開示にあっても実用化活動をするの前をいう。以下同様）は重要な取扱いをなさせるよう本章又は状況の存在する場合であって、当該事項又は詳述を解説し、又は販売するための考慮をしてから本章の取扱いに記入する場合は取扱いが認知されるべきである。

